

教 生 学 第 1 6 5 5 号

令和 6 年（2024 年）3 月 28 日

各 教 育 局 長
関 係 道 立 特 別 支 援 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）様
（各市町村立幼稚園及び認定こども園長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 大 槻 直 広
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之
北海道教育庁学校教育局義務教育課長兼幼児教育推進センター長 遠 藤 直 俊
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美

教育・保育施設等における事故の報告等について（通知）

このことについて、令和 5 年（2023 年）12 月 27 日付け教生学第 1213 号通知「教育・保育施設等における事故の報告等について」により適切に対応いただいているところですが、この度、こども家庭庁及び文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から、別添写しのとおり通知がありましたので通知します。

幼稚園における対応については、従前と変更ありませんが、新たに子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業が重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲に加わることに伴い、通知するものです。

つきましては、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日以降の報告にあたっては、本通知に基づき、適切に行うようお願いします。

なお、本通知の運用に伴い、令和 5 年（2023 年）12 月 27 日付け教生学第 1213 号通知は廃止します。

記

1 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

2 報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

3 報告の手続

- (1) 道立学校長及び市町村教育委員会教育長は、次により教育局長あて報告する。

ア 第 1 報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。

なお、事故報告書を提出する前に、教育局にその状況を電話等により連絡するこ

と。

イ 事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

(2) 教育局長は、(1)に定める報告を受けたときは、生徒指導・学校安全課長あて報告する。

〔 学 校 安 全 係
健 康 ・ 体 育 指 導 係
幼 児 教 育 推 進 係
特 別 支 援 教 育 指 導 係 〕



こ 成 安 第 36 号
5 教 参 学 第 39 号
令 和 6 年 3 月 22 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村（特別区を含む。以下同じ。）、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令 123 号）が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 5 年内閣府令第 72 号）が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、既存の教育・保育

施設等と同様に子育て世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなる。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）、「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 5 年 12 月 14 日付け、こ成安第 142 号・5 教参学第 30 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、新たに子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業が重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲に加わることから、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 6 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）、特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）、学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の 2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童育成支援拠点事業
- (13) 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

4. 報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

5. 報告期限

国への第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は、原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添 2 「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業及び児童育成支援拠点事業施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都

市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

(3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。

なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

○ 文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係

・TEL : 03-5253-4111(内線 2966)

・MAIL : anzen@mext.go.jp

○ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

・MAIL : youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
 - ・ TEL : 03-5253-4111(内線 2966)
 - ・ MAIL : anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
 - ・ MAIL : toku-sidou@mext.go.jp
- ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）、特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）、病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）
 - こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
 - ・ TEL : 03-6858-0133
 - ・ MAIL : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp
- エ 放課後児童クラブ
 - こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
 - ・ TEL : 03-6861-0303
 - ・ MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
- オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業
 - こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
 - ・ TEL : 03-6861-0224
 - ・ MAIL : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp
- カ ファミリー・サポート・センター事業
 - こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
 - ・ TEL : 03-6861-0519
 - ・ MAIL : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp
- キ その他、事故の報告等の制度全般
 - こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
 - ・ TEL : 03-6858-0183
 - ・ MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp
- (2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。
なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。
 - 消費者庁消費者安全課
 - ・ TEL : 03-3507-9201
 - ・ MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」

中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）。

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めるべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

【問合せ先】

- **事故の報告全般に関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
TEL : 03-6858-0183
- **保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058
- **特定地域型保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第二係
TEL : 03-6858-0058
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関する
こと**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
TEL : 03-6734-2966
- **延長保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課待機児童対策係
TEL : 03-6858-0048
- **放課後児童クラブに関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
TEL : 03-6861-0303
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支
援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
TEL : 03-6861-0224
- **一時預かり事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課地域支援係
TEL : 03-6858-0078
- **病児保育事業に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課保育医療対策係
TEL : 03-6858-0056
- **ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
TEL : 03-6861-0519
- **認可外保育施設（全類型）に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
TEL : 03-6858-0133

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
(表面)

基本情報								
事故報告回数				施設・事業所名称				
事故報告年月日				施設・事業所所在地				
事故報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所代表者等				
施設・事業所種別				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)				
認可・認可外の区分				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)				
事故に遭ったこどもの情報								
こどもの年齢(月齢)				こどもの性別				
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等				
特記事項 (事故と因子関係がある持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)								
事故発生時の状況								
事故発生年月日				事故発生時間帯				
事故発生場所				事故発生クラス等				
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等		
事故発生時のこどもの人数 の内訳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	その他
事故発生時の状況								
事故の誘因								
事故の転帰								
(死亡の場合)死因								
(負傷の場合)受傷部位								
(負傷の場合)負傷状況								
診断名、病状、病院名	診断名							
	病状							
	病院名							
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含めて可能な限り詳細に記載。第1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で修正。)								
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)。第2報以降で追記。)								

- ※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。
- ※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。
- ※ 第2報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
- ※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。
- ※ 意識不明事故に該当しないものの、意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。
- ※ 「(負傷の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。
- ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書

ver.4
(裏面)

ソフト面					
事故防止マニュアル		具体的内容			
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)		具体的内容	
職員配置		具体的内容			
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					

ハード面					
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的内容	
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的内容	
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項					
改善策【必須】					

環境面			
教育・保育の状況		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

人的面			
対象児の動き		具体的内容	
担当職員の動き		具体的内容	
他の職員の動き		具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項			
改善策【必須】			

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生の要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) → こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係(ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp)	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyoku.kenzen@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyoku.katei@cfa.go.jp)
③ 特別支援学校幼稚部 → 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp) → 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(tokusidou@mext.go.jp)	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyoku.kosodate@cfa.go.jp)
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。
※ 裏面の記載事項は、大半部分を公表する予定であるため、個人情報(対象児氏名、搬送先病院名等)は記載しないでください。

報告ルート

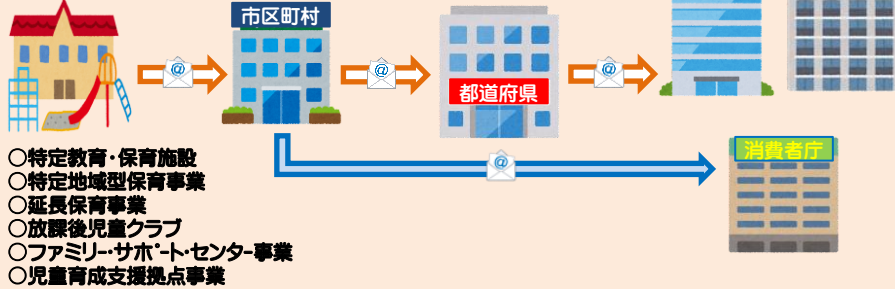
別添2

① 第1報：原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)

② 第2報：原則1か月以内程度 等

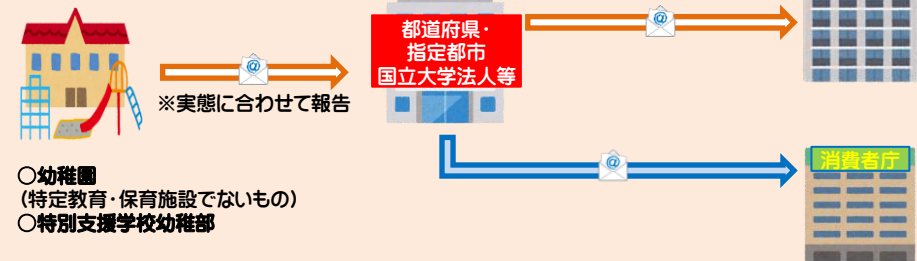
施設等区分①

※指定都市・中核市含む

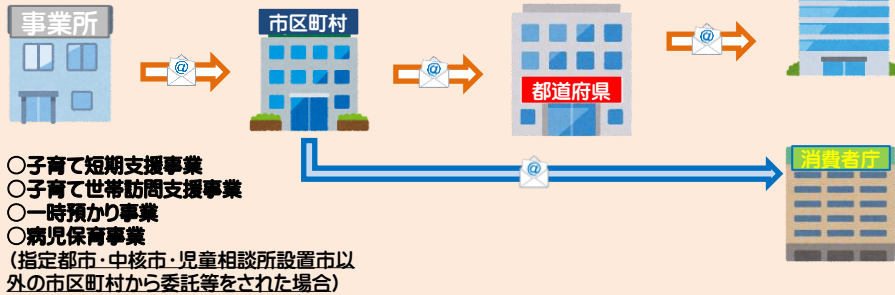


施設等区分②

※実態に合わせて報告

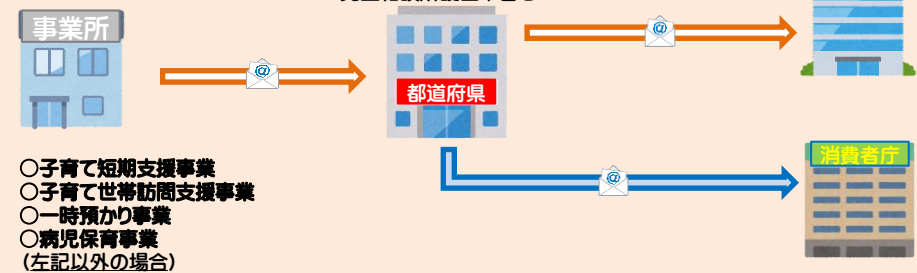


施設等区分③



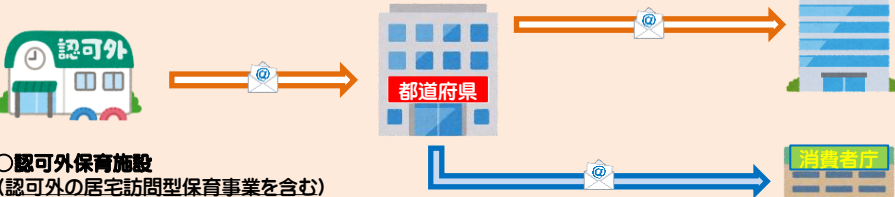
施設等区分④

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



施設等区分⑤

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



※ 企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は、併せて「全国保育サービス協会」に通知すること。

施設等区分⑥

※指定都市・中核市・児童相談所設置市含む



※ 企業主導型保育施設は、併せて「公益財団法人児童育成協会」に通知すること。